

函南町議会基本条例

前文

函南町は、1963年（昭和38年）4月1日に田方郡函南村から町制を施行して誕生した。伊豆半島の玄関口に位置し、箱根の南麓に広がる緑豊かな自然と美しい富士の景観に恵まれ、生活しやすい環境に加え、首都圏からの利便性の良さを活かして発展してきた。

近年、地方分権の推進により、地方自治体の自己決定、自己責任の範囲が拡大する中、多様化する町民ニーズや地域課題に迅速に対応するため、函南町議会（以下「議会」という。）が担う役割は、これまで以上に大きくかつ重要なものとなっている。

議会は、基本理念として日本国憲法が定める「地方自治の本旨」を実現するため、町民から直接選挙によって選ばれた議員で構成し、二元代表制の一翼を担う最高の意思決定機関として位置付けられている。

議会は、町民の負託に応えるべく、町の自然・歴史・文化を継承し、町民福祉の向上に努め、町民と議会そして行政が協働し、これから先も函南町が有する魅力と資源を大切にし、誰もが安心して暮らし続けられる持続可能な地域社会の実現を目指していく。

ここに、函南町民憲章の精神に基づき公平性、透明性及び信頼性を確保し、議会のあるべき姿と活動の基本原則を明確に定めるとともに、町民の意見を最大限に反映させるため、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

【前文の解説】

函南町議会では、近年の目まぐるしく変化する社会情勢を的確に捉え、「議会や議員が果たす役割とは何か」町民が「議会や議員に対して何を求め期待しているのか」を改めて考え、町民主体の函南町をつくるための方針として、議会基本条例の制定に向け動き出しました。函南町議会には政治倫理条例等はすでに制定されていますが、函南町議会の更なる向上を目指すためには、議会の運営や議員の活動の基本となるルールを定める必要性がありました。

議員は町民から選挙によって選ばれた代表者であり、「高い倫理観を持ち、誠実かつ公正であり、町民の代表者としての大きな役割」があります。町民から信頼される議会になるために、活動原則や活動指針に則り、各議員の資質の向上や議員としての使命および役割を理解し、政策提言や政策立案等を行い、町民のための民主的な議会運営が行われることが求められます。

函南町議会の決意を示すものとして、議会基本条例を6章に区分して18条にまとめました。

第1章は議会基本条例の目的や定義、第2章は議会や議員の活動原則と政治倫理、第3章は町民と議会との関係、第4章は町長等と議会の関係、第5章は議会事務局との関係、第6章はこの条例の検証・見直しについて決めました。

この条例は、町民と議会と行政がそれぞれの役割を果たしながら協働し、誰もが安心して暮らし続けられる函南町を目指すことを基本とし、議会と議員が町民と丁寧に向き合い公正・公平・透明性を大切に、町民に開かれた議会運営がなされる条例となっています。

函南町のますますの発展に繋がるよう函南町議会として全力で取り組んでまいります。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二代表制のもと、合議制の機関である議会が担う役割を明確にするとともに、議会及び議員の活動原則等に関する基本的事項を定めることにより、町民の負託に的確に応え、もって町民福祉の向上と公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

【第1条の解説】

この条は、議会基本条例をつくる目的を明らかにしたものです。

議会は、町長とともに町民から直接選ばれた機関として、それぞれが役割を果たす「二代表制」のもとで活動しています。この条例は、その中で議会が担う役割や責任を明確にするとともに、議会や議員が活動する上での基本的な考え方やルールを定めています。

議会及び議員が、この条例に基づいて公正で適切な議会運営を行い、町民の信託と期待に応えることで、町民福祉の向上と、公正で民主的な町政の発展につなげることを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に在住し、在勤し、又は在学する個人及び町内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (2) 町長等 町長その他の執行機関及びその職員をいう。

【第2条の解説】

この条は、条例内の用語の定義を明らかにしたものです。

第1号は、「町民」の定義について定めています。

この条例でいう「町民」とは、町内に住んでいる人だけではありません。町内に住んでいる人に加え、町内で働く人、町内に事務所や事業所を持つ法人や団体等も含まれます。

議会は、町政に関わるさまざまな立場の人や団体の意見を大切にしながら活動することが求められます。そのため、本条例では、幅広い人や団体を「町民」と定義しています。

第2号は、「町長等」の定義について定めています。

この条例でいう「町長等」とは、町長をはじめとする執行機関と、その行政職員をいいます。

議会は、町長等とそれぞれの役割を尊重しながら、町民のために建設的な議論を行い、適切な緊張関係のもとで町政を進めていくことを基本とします。

(最高規範性)

第3条 この条例は、議会の運営及び議会活動に関する基本的なルールとして最高の規範性を有し、議員及び関係機関等はこれを遵守しなければならない。

2 この条例の規定は、他の議会規則及び関連法令と抵触する場合には、この条例の規定が優先して適用されるものとする。

【第3条の解説】

この条は、議会基本条例が議会で最も大切にすることを示しています。

第1項は、この条例が、議会の運営や議員活動の基本となる最も重要なルールであることを定めています。

議員だけでなく、議会に関わるすべての関係者は、この条例の考え方やルールを尊重し、守らなければなりません。

議会は、この条例を基本として、公正で開かれた議会運営に努めることを定めています。

第2項は、議会規則等この条例以外のさまざまなルールを運用する際に、この条例の考え方と異なる内容がある場合には、この条例の考え方を基本として判断することを定めています。

この条例の目的や考え方を大切に、議会や議員が町民に信頼されるよう、公正で分かりやすい議会運営に務めてまいります。

第2章 議会・議員の活動原則と政治倫理

（議員の規範及び政治倫理）

第4条 議員は、自治体全体の奉仕者として、町民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

2 議員は、自己の地位に基づく影響力を不正に行使し、町民に疑念又は不信を招く行為をしてはならない。

3 その他議員の政治倫理に関しては、函南町議会議員政治倫理条例（平成23年函南町条例第16号）に定めるところによる。

【第4条の解説】

この条は、議員として遵守すべき規範及び政治倫理について定めています。

第1項は、議員は町民から負託を受けた代表者であり、自治体全体の奉仕者として高い倫理観を持ち、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならないことを規定しています。議員の言動は議会全体に対する町民の信頼に直結することから、自らの責任を深く自覚し、常に良識ある行動を求めるものです。

第2項は、議員の立場や権限を私的な利益や特定の者の利益のために利用することを戒めるものです。議員は、その影響力を不正に行使することなく、町民から疑念や不信を招くことのないよう、公正性と透明性を保持した活動を行うことが求められます。

第3項は、議員の政治倫理に関する具体的な基準については、別に定める「函南町議会議員政治倫理条例」によることを明らかにしています。本条例と政治倫理条例が相互に補完し合うことで、議員の倫理意識の向上と町民から信頼される議会の実現を目指すものです。

(議会の活動原則)

第5条 議会は、町民の代表機関であることを常に自覚しなければならない。

2 議会は、町民に信頼される開かれた議会運営に努めなければならない。

3 議会は、公正性及び透明性を確保し活動しなければならない。

4 議会は、町民の代表として、広く町民の声を把握することに努めなければならない。

5 議会は、議員の資質及び能力向上を図るため、議員研修の充実強化を図らなければならない。

6 議会は、議員相互間の討議を拡大するため、公平で自由な議論が尽くせるよう適正な運営を行わなければならない。

【第5条の解説】

この条は、議会が活動する上での基本となる原則について定めています。

第1項は、議会が町民の代表機関であることを常に自覚し、町民全体の利益を考えて議会活動を行うことを基本原則としています。

第2項は、議会に対する町民の信頼を高めるため、町民に開かれた議会を目指すことを定めています。議会活動に関する情報提供や広報広聴活動の充実なども、この趣旨に含まれます。

第3項は、議会運営に当たり、公正性及び透明性を確保することを求めるものです。議会の意思決定過程を明らかにし、公平な議会運営を行うことにより、町民からの信頼を確保することを目的としています。

第4項は、議会が町民の多様な意見や地域の課題を幅広く把握し、議会活動や政策立案に反映させるよう努めることを定めています。

第5項は、議員の政策立案能力や議会運営能力の向上を図るため、議会として計画的かつ継続的な研修の充実に努めることを定めています。

第6項は、議会における意思決定の質を高めるため、議員相互が自由に議論できる環境を整え、十分な討議を尽くす議会運営を行うことを定めています。

(議員の活動指針)

第6条 議員は、町民の代表者としての責務を果たすものとする。

2 議員は、一部の団体、地域の代表者にとらわれず、町民全体の福祉の向上を目指し活動するものとする

3 議員は、町民に対し、積極的に情報発信を行うものとする。

4 議員は、議員研修に積極的に参加し、政策提言能力の向上に努めるものとする。

【第6条の解説】

この条は、議員が議会活動を行う上での基本的な指針について定めています。

第1項は、議員が町民の代表者としての責任と使命を自覚し、その職責を果たすことを基本的な活動指針として定めています。

第2項は、議員は選挙区や支持団体など一部の利益に偏ることなく、町民全体の福祉の向上を最優先に考え、公益の実現を目指して活動することを求めています。

第3項は、議会活動や政策に関する情報を町民へ積極的に発信し、説明責任を果たすとともに、町民との情報共有に努めることを定めています。

第4項は、社会情勢や行政課題が複雑・多様化する中で、議員が継続的に知識や政策形成能力を高めるため、自ら積極的に研修へ参加し、資質及び能力の向上に努めることを定めています。

(会派)

第7条 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の所属議員を有する団体とする。

2 会派は、政策提言のために調査研究を行うものとする。

【第7条の解説】

この条は、議会における会派の位置付けと機能について定めています。

第1項は、法律上は明確な定義や位置付けがなされていませんが、政策をはじめ使命やビジョン・価値観など、同じ理念を共有する議員が集うことで政策提言力等にも影響を与えることから、複数の議員で結成された団体であると定めています。

なお、全ての議員が会派に属するということではありません。

第2項は、町民全体の福祉の向上を目指し、政策提言のための調査研究を実施していくものであると定めています。

（議長の権限と役割）

第8条 議長は、中立かつ公正な立場で、民主的で効率的かつ効果的な議会運営を行わなければならない。

2 議長は、議会の最高責任者としての自覚を持ち、議会改革の推進等先導的な役割を担わなければならない。

【第8条の解説】

この条は、議長の責務について定めています。

第1項は、議場の秩序保持や議事整理など各種の大きな権限を有していることから、中立・公正な立場でその職務を行うことが責務であると定めています。

第2項は、町民の負託に応え、常に変化している時代に即応した議会にするために、議会の品位を保つ最高責任者であることを自覚し、民主的な議会運営を通して、不断に議会改革等へ繋げていくことを率先して行う立場であると定めています。

（委員会の活動）

第9条 委員会は、専門性及び特性を活かした活動を行うとともに、委員会内での活発な議論を行い、政策提言能力の向上に努めなければならない。

2 委員会の運営に関し必要な事項は、函南町議会委員会条例（昭和39年函南町条例第7号）に定めるところによる。

【第9条の解説】

この条は、委員会の活動のあり方について定めています。

第1項は、議会の審議・運営を合理的・能率的に行うために、常任委員会をはじめ、特別委員会、議会運営委員会が設置され、それぞれの議員が委員会に所属しています。

全議員が一堂に会して議論をする本会議に対し、委員会はその専門性と特性を活かした運営を行うことを定めるとともに、各委員会が所管する行政課題について詳細な議論を尽くす場所であることから委員同士の自由活発な討議を保障し、またその審査を通じた町長等への政策提言能力を向上させることに努めることと定めています。

第2項は、委員会の様々な運営方法に関しては、別に定める函南町議会委員会条例に沿って行うことを定めています。

(災害時等の活動)

第10条 議員は、災害が発生したときは、速やかに議長に安否確認の報告をしなければならない。

2 議員は、地域の一員として、町民の安全確保と応急対応に努めるとともに、地域における共助の取組みが円滑に行われるよう努めるものとする。

3 災害時の活動におけるその他必要な事項は、議長が別に定める。

【第10条の解説】

この条は、災害が発生したときの、議員の行動について定めています。

第1項は、災害が発生したとき、まずは議員自身の安否の確認をすることを定めており、報告を議長にすることで、議長が議員全体の安否を把握することができるものとなっています。

第2項は、災害時の議員の活動について定めており、議員は地域の一員として活動し、避難所運営などの地域が協力して行うものが円滑に行われるために積極的に動く必要があるとしています。

※第3項は、今後議員の災害時の活動マニュアルを作成する予定です。

第3章 町民と議会の関係

(町民との関係、交流、連携、町民参加)

第11条 議会は、町民に対し多様な媒体を活用し、わかりやすい表現を用いて積極的に広報及び広聴を行わなければならない。

2 議会は、町民との交流、連携を深め、意見交流会等を行い、多様な意見を的確に把握し、議会活動に反映させなければならない。

【第11条の解説】

この条は、議会のことを町の人に分かりやすく伝え、また広く町の人々の声を聞くことを定めています。

第1項は、多様な媒体を通して、議会や委員会の日程を決定次第広報し、傍聴できる機会や回数を増やす事を目的にするものです。

また、町民に説明して、理解を求めるものについては説明会等を開催して、意見を求めるものです。

第2項は、町民との交流の機会を設けるため、意見交流会等を計画して、あらゆる年代層やいろいろな団体や個人と意見交換を求めるものです。

第12条 議会は、議会広報の充実を図り、議員活動の周知と議会情報の積極的な発信を行わなければならない。

2 議会は、議会の活動状況や議決内容等を町民に分かりやすく表現しなければならない。

【第12条の解説】

この条は、函南町議会のホームページ等を活用して、議会や議員の活動を発信することについて定めています。

第1項は、議会広報の充実として、既に議会一般質問の録画配信を実施しており、今後も社会情勢に対応し、いろいろな媒体を活用して積極的に配信していくことを定めています。

第2項は、議会の活動状況や議決内容を分かりやすく表現するために、広報の工夫や傍聴のしやすさ、情報の積極的な公開などを行うことを定めています。

第4章 町長等と議会の関係

(町長等との関係)

第13条 議会は、町長等と常に緊張関係を保ち、町長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策提言を行い、民主的な発展に取り組まなければならない。

【第13条の解説】

この条は、町長等と議会との関係について定めています。

二元代表制では、議決権(議会)と執行権(町長等)の権限は明確に分けられており、お互いを監視し合い、独断に陥らないようにしています。

そのためには、議会が町長等と常に緊張関係を保つこととし、第5条(議会の活動原則)の規定も踏まえ、議会としての立場から「町長等の事務の執行の監視及び評価」を行うとともに、政策提言を行い、民主的な発展に取り組むと定めています。

(予算及び決算の審議、監視)

第14条 議会は、予算及び決算の審議において、分かりやすい政策別又は事業別等の説明資料を町長等に求めることができる。

【第14条の解説】

この条は、予算及び決算の審議、監視に十分な説明資料について定めています。

町長が提案する予算、決算において、議会が必要な情報を求めることができます。

第5条(議会の活動原則)に定める議会の役割の一つとして、町長の提出する予算及び決算について、分かりやすい説明資料を求めることができるとしています。

このことにより、議会活動の透明性を確保し、町民にとって分かりやすい議会運営になるとともに、議論の論点を明確化することで議会内の充実した討議につながります。

（議会事務局との関係、機能強化）

第15条 議会は、議会事務局との緊密な連携の下、機能強化を図る。

2 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な体制、環境整備が図られるよう努めるものとする。

3 議会は、議員の資質を高めるため、議会図書室の充実に努めるものとする。

【第15条の解説】

この条は、議会事務局との関係や機能強化について定めています。

第1項は、議会事務局の機能強化について定めています。

議会事務局は、地方自治法第138条第2項の規定に基づき設置され、議会が町民全体の福祉の向上を目指していくために、議会と緊密な連携の下、議員を補助する議会事務局の機能強化が求められています。

第2項は、議会事務局の環境整備について定めています。議事機関としての議会が機能するには、議員一人ひとりの努力は当然ですが、より円滑な議会運営を実現するためには、議会を補佐する議会事務局の体制や議会の予算の充実など環境整備が必要となります。

第3項は、議会図書室について定めており、議会は、地方自治法第100条第18項の規定により、議会図書室を設置することとされています。今後、議員の調査研究に資するため、図書、資料等の充実に努めるものとしています。

(議員定数)

第16条 議員定数は、行財政改革の視点及び他市町との比較だけでなく、町民の多様な意見の町政への反映及び町長等の事務執行の監視機能に考慮し、町民の意見を聴取した上で決定するものとする。

2 議員定数の改正に当たっては、任期中に1回は見直すものとする。

3 その他議員の定数に関しては、函南町議会の議員の定数を定める条例（平成14年函南町条例第14号）に定める。

【第16条の解説】

この条は、議員定数について定めています。

第1項は、議員定数の決定においての手續を定めたものです。単なる経費削減や他市町との比較に偏ることなく、多様な民意の反映や執行部の監視という議会本来の機能を維持する視点とのバランスを重視しています。また、第2条で定義した町民から広く意見を聴取し客観的で透明性の高い合意形成を図るものとしています。

第2項は、定数議論が形だけにならないよう定期的な見直しサイクルを義務付けたものです。任期中に1回と明確な期限を区切り、かつ原則義務である「ものとする」を用いることで、社会情勢の変化や町民ニーズに合わせた点検を後々の議会へ確実に引き継ぐ仕組みとしています。なお、検証の結果、現行維持とする場合であっても、この見直しのプロセス自体は必ず経なければなりません。

第3項は、定数決定の基本原則や手續を示したものであることを踏まえ、具体的な定数の数(定数枠)そのものの法的根拠については、「函南町議会の議員の定数を定める条例」の定めに委ねることを明確にしています。

（議員報酬）

第17条 議員報酬は、定期的に函南町特別職報酬等審議会の開催を求め、意見を聞くものとする。

2 議員が提案する場合の議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点及び他市町との比較だけでなく、町民の負託に応え得る議員活動に考慮し、町民の意見を聴取した上で決定するものとする。

3 その他議員の報酬に関しては、函南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和39年函南町条例第3号）及び函南町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成30年函南町条例第14号）に定める。

【第17条の解説】

この条は、議員報酬について定めています。

第1項は、議員報酬の議論において、客観的な第三者機関の視点を取り入れる手続を定めた規定です。令和6年3月の附帯決議を尊重し、定期的に函南町特別職報酬等審議会の開催を求め意見を聞くことを原則義務とすることで、報酬のあり方を検討しています。

第2項は、議員が提案する報酬改定の手続きと判断基準を定めたもので、町の財政や他市町との比較に加え、十分な活動の保障を考慮するとともに、町民の意見を聴いて決定します。

第3項は、報酬に関する議論の手続きや開催頻度といった基本原則を定めるものであるのに対し、具体的な報酬額や支給方法、特例措置などの実務的な詳細については、「函南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」及び「函南町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」の定めに委ねることを明確にした規定です。

(他の条例等との関係)

第18条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図る。

2 議会は、任期中に1回はこの条例の目的が達成されているかを検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。

【第18条の解説】

この条は、他の条例等との関係を定めています。

第1項は、この条例が議会における最も大切にすルール(第3条)であることを保障するための規定です。

議会が今後、個別の規則やマニュアル、委員会条例などを新しく作ったり、改正・廃止したりする際、本条例が掲げる理念(開かれた議会、活発な議論の拡大、多様な意見の反映など)と矛盾が生まれないよう、議会内のルールでは常にこの基本条例を最優先の物差しとして位置づけ、ルール全体の整合性を図ることを求めています。

第2項は、この条例を作って終わりにすることなく、議会全体で点検と改善(PDCA サイクル)を継続していくための最も重要な規定です。

議員の任期である4年の間に少なくとも1回は、この条例が形だけのものになって先送りされていないか、またデジタル技術の活用など時代の変化に対応できているかを検証し、必要に応じた見直しを行うものとしています。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

【附則の解説】

この附則は、本条例の効力が発生する日(施行期日)を「令和9年4月1日」と定めたものです。

次期改選や新体制への移行期に合わせ、新しい任期のスタートと同時にこの新しいルール(定数・報酬の定期検証や、在勤・在学者まで広げた町民への広聴活動など)をスムーズに完全適用させるため、議会内部の準備や町民への丁寧な周知を行うための合理的かつ実務的な執行猶予期間として設定しました。